

知的障害者福祉における地域福祉への道
神奈川県立ひばりが丘学園 70 年の足跡とノーマライゼーション

石川 修

キリストと世界 28 号抜刷 2018.3.1

知的障害者福祉における地域福祉への道

神奈川県立ひばりが丘学園 70 年の足跡とノーマライゼーション

石川 修

(東京基督教大学非常勤講師／社会福祉法人藤沢育成会理事長)

1 時代の変遷とニーズの変化に伴う施設機能の変化

1897 年（明治 30）、石井亮一によって創設された滝野川学園は日本最初の知的障害児入所施設として知られる。これより少し前から児童福祉の胎動があった。それが石井十次設立の「岡山孤児院」。そして北海道家庭学校の前身「巢鴨家庭学園」。これと同時期に神奈川県内でも胎動があった。児童養護施設「鎌倉児童ホーム」、そして児童自立支援施設「横浜家庭学園」である。「鎌倉児童ホーム」は、医師である佐竹音二郎が設立した「鎌倉保育院」で、時代の変遷を経て「鎌倉保育園」となり今日の「鎌倉児童ホーム」に至っている。創設者の佐竹は“自分が父であり妻が母となったからには“孤児”とは呼ばせない”と“保育”という言葉を生み出した。「横浜家庭学園」は、刑務官時代に留岡幸助の教誨師活動に接した有馬四郎助が“留岡氏が男の子なら私は女の子の家庭を作る”と横浜に家庭学園を設立、今日に至っている。これらの人々は、留岡幸助は牧師、石井亮一も石井十次も佐竹音二郎も有馬四郎助もプロテスタント系のキリスト者であった。

明治は開港によりスタート、横浜はその港と共に発展した。この頃の港は、西洋文化、文明の上陸の地であり、多くの宗教家が横浜を拠点として宣教活動を行った。中でも無料診療所を開設し医療活動と同時に宣教活動をし、さらに英語学校を設立したヘボンが当初横浜を拠点とした。

アメリカ系の各派の宣教師は、あいついで来日し、長崎と神奈川で、ひそかに日本人に布教した。アメリカ長老教会のヘボンは、神奈川で、医師として日本人を治療するかたわら、私塾をひらいて青年たちにキリスト教を説いた¹。

1 ヘボンは横浜を拠点として医師として診療と共に宣教活動を行うとともに、日本のキリスト教教育にも多くの足跡を残したが、この点については、例えば村上重良『天皇制国家と宗教』（講

その後、ヘボン塾（現在の明治学院大学）を設立するが、女子教育の中核となったのが横浜の港を見下ろす丘の上にあるミッション系の女子中高等学校である。当時、外国人居留地の発展と共に多くなった混血孤児、貧困児童で、救済施設を作る必要があった。

混血児養育はチルドレンズ・ホームとして継続したが、女子のみに限った。このチルドレンズ・ホームはその後山手157番地に移り、職業訓練を目的とするインダストリアル・スクールとなり、最後までいた約20名の少女がそれぞれに自立するのを見届けて、1892年に閉校した。212番地の学校は、1875年に共立女学校と改称された²。

現在も、同地にある横浜共立学園中高等学校の前身である。同校ホームページの学校紹介に以下の文章を見ることが出来る。

貧困や差別の中に苦しむ子どもたちを集め、寄宿舎を作り、生活のすべての面倒を見ながら、同時に学問を学ばせていきました。その働きの根底にあるのはキリスト教の教えに基づく人格教育でした。³

このような学校群で生まれた女性たちは、日本の文化、風土と異なる環境の中で育ち、多くの人々が横浜を中心とした県内でそれぞれの人生を過ごした。その意味において、神奈川県内には、このようなキリスト教教育を背景とした文化、風土が培われたと考えられる。女性たちの中には知的障害児の母となった人もいる。このような背景が、知的障害福祉の世界で花開くのは、戦後の社会福祉法制が一定の枠を作り上げた後、入所施設中心の社会福祉を脱出し地域福祉の動きが始まる頃で、市民運動、当事者運動として始まる。これらの運動に参加、参画した人々は市井の人々であるため、具体的に示すことは出来にくいだが、論者はカトリック、プロテスタントを問わず多くのキリスト者にお会いした経験を持つ。例えば、ご家族の運動の延長線上でできた社会福祉法人藤沢育成会は30年の歴史を重ね歴代5名の理事長の3名までがカトリック信者であることが一つの特徴である。

談社学術文庫、2007年、65-66頁）等にも詳しい。

2 横浜プロテスタント史研究会編『横浜開港と宣教師たち』有隣新書、2009年、154頁

3 横浜共立学園公式ウェブサイト www.kjg.ed.jp/message/

第二次世界大戦終了後の1948年（昭和23）児童福祉法に始まり1960年の知的障害者福祉法、1963年の老人福祉法制定で一定の制度確立を見た。しかし、それは入所施設中心のいわば「施設福祉」であり、今日言われる「地域福祉」とはほど遠く、施設に入所して初めてサービス提供をようやく享受できるのが実態であった。

障害児（者）が生活上の課題を補完するサービスとしての狭義の社会福祉とは異なるが、障害児の環境を大きく変えたのが昭和54年の障害児教育義務化であった。時代は大きなうねりを伴い、高校卒業まで一緒に過ごした親子が共に暮らせる地域社会をめざす活動が始まった。これはノーマライゼーション思想によるところが大きい。また、神奈川県内で入所施設と併設された養護学校が一か所もなく、入所児童も施設から通学する必要があったことも要因として考えられる。

平成に入ると、知的障害児（者）の地域生活が求められるようになり、住いとしてのグループホーム、就労の機会拡大、地域行事への参加・参画と、知的障害児（者）福祉の変革期を迎えた。それぞれの時代のニーズに応じるよう成長し、変革を繰り返してきたのが知的障害児入所施設・神奈川県立ひばりが丘学園（以降：ひばり）である。創立以来67年間、時代のニーズ変化に応じ様々な取り組みを繰り返し、2016年（平成28）3月31日に役割を果たして移転、新たな歩みを始めた。そこで、これらの事業の変化をひばり内外の資料に基づいて検証し、神奈川県における知的障害児（者）福祉のノーマライゼーションの足跡を検証したい。

2 ひばりが丘学園の事業の変化

(1) 戦後の混乱期から入所機能の拡大期まで

ひばりは、児童福祉法施行時に全国最初の公立知的障害児施設として設立され、先駆的な支援を行ってきた。1949年（昭和24）10月開園したひばりは、隣接の神奈川県立精神科病院芹香院（現・芹香病院）院長が、入院児童の中に知的障害児がいることから、子どもたちにふさわしい生活環境と教育を施すべきと考え、児童福祉法制定と同時に設立が企画された。

1948年（昭和23）：神奈川県に精神薄弱児施設構想。精神薄弱児施設は一か所もなく、先の県立芹香院菅修院長の小児精神病棟構想から、児童福祉施設としての設立構想への動きが生れる。⁴

4 『のびろー神奈川県知的障害者福祉』神奈川県知的障害施設団体連合会発行、2005年、168頁

表1 ひばりが丘学園60年のあゆみ

1949年7月 (昭和24)	児童福祉法第42条に規定する知的障害児入所施設として入所棟1棟、定員30名で開園
1963年3月	園内に神奈川県立ひばりが丘学園診療所を開設
1974年4月	訪問指導講師が派遣され、訪問学級としての受入れを行う
1976年11月	県在宅重度心身障害児(者)緊急一時保護事業開始
1977年3月	県立児童福祉施設に関する条例の一部改正により、入園児童の保険診療を実施
同年4月	横浜市立芹が谷中学校開校。児童4名が特殊学級に在籍する
1978年4月	男子指導員(福祉職)6名を導入
1979年4月	養護学校の義務制が実施され、県立保土ヶ谷養護学校に14名が通学開始。対象児童の一部は、養護学校の教育形態の一部として位置づけられた訪問学級に在籍
同年11月	ひばりが丘学園再整備プロジェクトチーム委員会(あり方委員会)発足
1980年5月	県立保土ヶ谷養護学校との連絡会開始
1981年7月	国際障害者年。「県立社会福祉施設整備拡充計画(やまゆり計画)」の策定に基づく、「ひばりが丘学園基本構想研究協議会」の発足
1982年1月	再整備検討委員会発足。再整備に備えて利用者の一部を他の県立施設へ措置変更
1983年4月	建設準備班4名配置
1984年3月	管理サービス棟1棟、児童居住棟1棟、成人居住棟1棟、体育館兼講堂1棟及び車庫1棟新築。重度児童入所棟と観察治療館等を改修し、医療訓練棟及び地域サービス棟とした
同年4月	知的障害者福祉法第21条の6に規程する知的障害者更生施設を開設し、定員80名(児)／40名(者)とした。また神奈川県行政組織規則の一部改正により、管理課、指導部児童第一課、同二課、同更生課、同地域訓練課及び医務課看護係の1部6課1係体制となる。横浜市立六つ川西小学校に特殊学級開設。1名が在籍
1987年3月	訪問学級が昭和61年度で終了し、全員通学体制となる
1990年6月 (平成2)	県在宅知的障害児者の施設利用普及事業開始
同年8月	児童寮の男女比率及び混合寮の設置

1991年4月	児童寮の男女の入所ニーズにより、混合寮を経て、児童第一課1寮を男子寮とする
1993年4月	厚生省心身障害研究事業参加（強度行動障害・飯田班）
1994年4月	「つばと計画」（園総合運営計画）を策定。9月には利用者による自治会発足
1995年6月	運営懇話会設置
1996年4月	強度行動障害児用居室（個室）を整備し、試行実施
同年7月	「職員倫理綱領」「職員行動指針」を策定
1997年4月	強度行動障害専任指導員2名配置。「えがおのやくそく」を作成
同年10月	園内オンブズマン設置
1998年4月	利用者自治会の名称を「楽しもう会」に改称
1999年5月	横浜ふくしネットワーク設立に参加
同年7月	学園創立50周年を迎える。記念誌として、『わたしたち、かわるよ』『開園50年のあゆみ』を発行
2000年3月	職員による不適切な支援が発覚。職員の処分が行われた
同年	不祥事の再発防止に向けた、人権研修や自己点検等の実施、施設内の日常のコミュニケーションの活性化、開かれた施設運営のための施設づくり等様々な取り組みを行う
2001年3月	「支援の基礎知識－心豊かな生活を目指して」「私たちの権利宣言」を作成
2003年3月	「職員倫理綱領」「えがおのやくそく」を改訂し、パンフレット「ひばりのこえ」発行。障害特性別編成検討委員会報告書に基づく寮編成を段階的に実施
同年4月	支援費制度に向けた園内検討会設置
2003年4月	支援費制度スタート
同年11月	県立社会福祉施設の将来展望検討会議報告書により、当園の「児童施設への機能特化」が提言される。園内検討会設置
2004年4月	クオリティーマネジメント委員会の発足
同年7月	知的障害児入所施設に関するアンケート調査報告書を作成
2005年5月	障害者自立支援法に向けた「新生ひばりプロジェクト」検討委員会の設置
2006年3月	「新生ひばりプロジェクト・チームI」報告書まとまる
同年	障害者自立支援法施行
2008年4月	新事業体系へ移行
2009年3月	生活課5寮（成人女子）地域移行が進み閉鎖

1949年（昭和24）7月4日ひばり創設。定員30名。神奈川県内初の知的障害児入所施設であり、県立施設としての運営は全国的にも珍しかった。初めての入所児童は、芹香院の入院児童5名。当時、最大の子どもの問題は戦災孤児であり、街には「浮浪児」が多かった。そこで1946年（昭和21）、神奈川県は浮浪児収容を目的に児童福祉法施行前から具体的な活動を行った。そのひとつが後の神奈川県立中里学園である。

神奈川県としては国が示した「保護要綱」に基づいて、横浜駅東口前に第一児童保護所、第二児童保護所を保土ヶ谷の瀬戸ヶ谷に定め、児童相談所を第二児童保護所に付設することにした。児童収容施設としては「県立中里学園」をあてることにした。

県では、昭和24年、県立病院「芹香院」の敷地を一部分割して、「県立ひばりが丘学園」を設置した。⁵

戦災孤児にも知的障害のある子どもがいた。ひばりの退所児童の記録によると第1号退所児童の名前は“コマ・テコ”。記録によると言語化することができなかった児童が唯一発音した言葉が“コマ・テコ”だったため、正式名称が判るまでの仮置きだったが、残念ながら数日で出奔しそのまま退所となった。

当時は施設で暮らすことは、生活困窮から逃れる一つの方法だったようで、当時の「園日誌」には子どもの様子だけでなく、朝昼夕食のメニューが記録され、時には薪不足によってご飯の炊き具合が悪くなかったなどの日常が記された。一方、ケース記録、園日誌等の記録類を整備し、今日の施設支援に欠かせないノウハウが整っていたことを伺わせる。それは菅修初代園長の考え方が反映していた。

また菅は、戦前から知的障害児福祉、療育に精進し、戦後は知的障害児施設が手を携えて知的障害福祉向上のための様々な活動が始まった頃、今日の知的障害児・者福祉施設協議会の母体となった「全国愛護協会」が設立される過程でひばりは一役担っていた。

1949年（昭和24）5.29：精神薄弱者愛護協会（現・全国施設協）再建総会が横浜市南区浦舟町十全病院会議室にて行われる。名称は精神薄弱者愛護協会

5 かながわの児童福祉事業史編纂委員会編集『子どもたちと歩んだ日々』神奈川県社会福祉協議会発行、2005年、35頁

(菅修、後藤静一氏等参加)。以後、役員会がひばりが丘学園でも行われた。⁶

また、神奈川県愛護協会が施設間で「体育大会」や文化活動である「愛護交歓会」でも役割を果たし、当初から知的障害福祉の向上のための様々な活動を行った。背景に初代園長菅の人望と見識の深さがあった。

1964年(昭和39).10.7:第1回愛護体育大会開催(ひばりが丘学園)。施設職員の積極性と東京オリンピックの影響が大きい。⁷

1973年(昭和48).11.18:第2回愛護ソフトボール大会(県立ひばりが丘学園)。⁸

また、時代の要請に応え30名でスタートした入所定員を60名に増員し、創立12年目には120名定員とした。しかし、措置時代ゆえ120名を超えて受け入れることは出来ず、欠員が生じた時の入所選考会議は、常に悩ましいものとなり、障害が重く家庭内での養育が困難な子ども、家庭環境が整わず限界に達している子どもから入所させる姿勢が貫かれていた。

1961年(昭和36).8:県立ひばりが丘学園、定員増120名となる。⁹

(2) 再整備計画から制度改革まで

障害の重い子どもを積極的に受け入れてきたひばりにとっては、成人施設の不足から児童年齢を過ぎた入所者がなかなか措置変更できず、児童施設でありながら実際は成人年齢、当時“過齡児”と称した人たちが増加し続けた。一方で、入所が必要と判断された子どもを受け入れられない状態がひばりの苦悩となった。

そこで初代指導員であった前田直蔵が創設した恵和学園を初めとした児童福祉施設が、精神薄弱者福祉法(現・知的障害者福祉法)に基づく成人施設へと改変し、在籍児童がそのまま入所し続ける制度転換を行った。これを“児者転換”と称した。子どもは児童福祉法に基づいて18歳未満であるため、成人した後の方が長い人生があり、より成人施設が必要となった。

6 前掲『のびろ』169頁

7 前掲『のびろ』189頁

8 前掲『のびろ』213頁

9 前掲『のびろ』182頁

また、“過齡児”問題が引き起こしたもう一つの原因がこの時期のひばりを大きく変える課題となった。それは、年齢と共に第二次性徴を遂げ大人の身体になっていった子どもたちの日常支援のあり方である。入浴や排泄など直接的に男性性、女性性の問題だけでなく、日常生活にふさわしい環境を整えるには、これまでのように保母（現・保育士）だけの支援体制では不十分との考え方から男性職員の日常生活支援が1978年（昭和53）4月から始まった。これはひばりが行った“同性介護”で全国的な先駆けであり、今日では障害福祉施設の当たり前の支援体制と考えられるようになった。

昭和50年代に入ると、神奈川県立施設の「再整備計画＝やまゆり計画」が始動した。当時県立知的障害児施設は4か所。当初はひばりを除いてすべて知的障害者入所施設に変更する計画だったが、地域の要請等を勘案し長沢学園（当時）が児童併設の知的障害児（者）施設として最初に再整備され現在の三浦しらとり園となる。2か所目の再整備施設はひばりであった。

やまゆり計画：ひばりが丘学園；最重度の障害児（者）に対応できる施設として整備。¹⁰

やまゆり計画を基本にさらに検討を加えるため「ひばりが丘学園基本構想研究協議会」が1981年（昭和56）7月にスタートした。

新ひばりが丘学園の機能

ア 入所機能

重度重複障害を持つ養育の困難性に高い精神薄弱児（者）を中心として、当園児80人、者40人、合計120人の定員とする。

ひばりが丘学園においては施設の種別を超えて児から者へと一貫した処遇を統合的に行う。

イ 地域療育機能

在宅障害児（者）の保護者が一時的に養育能力を失うか、または困難になった場合、気軽に常時対応できるための一時保護機能を持つ。

さらに処遇困難な精神薄弱者に対応する施設として、地域や在宅の障害者及び

10 「神奈川県福祉部のあゆみ—引き継がれる福祉の心」神奈川県福祉部刊、2005年、14頁

関係機関に対して専門的な処遇方法の相談・助言・指導を行なう療育相談機能を持つ。

ウ 研修研究機能

関係職員・福祉専攻学生等に対する現認訓練等の研修を行う機能の整備、またさまざまな問題を伴う精神薄弱者の能力開発・処遇方法等を模索するための研究を重視する。これらは日常生活の処遇を通して、臨床と遊離しないように配慮することが必要である。さらに精神薄弱に関する資料の収集、保管等の機能を持つ。¹¹

1979年（昭和54）、これまで就学猶予免除されていた知的障害児の入学が義務化されると、知的障害児施設が担っていた“教育”と“療育”に変革期が訪れた。幸いにも、先行して児者転換があったことや、県内に寄宿舎併設や知的障害児施設を併設する養護学校（現・特別支援学校）がなかったことが通学風景を生み、地域の人々が見慣れた光景として受け入れ、幼児期から入所施設しか選択肢がなかった親たちの意識変革を導いた。更にはご家族からの提言がうねりを見せ始め、県内に最低限度の日中活動の“場”＝地域作業所を創る運動へと成長した。これを行政が追従する形で制度化された。

ともしび運動の中で、様々な施策が積極的に展開されるようになり、その一環として、障害者地域作業指導実施要綱を制定し、昭和52（1977）年10月から、障害者地域作業所の運営費に対する市町村補助を県単独補助として開始した。当時の関係者間では「星の数ほど作業所を」が合言葉だった。¹²

このような社会運動が「やまゆり計画」にも反映され、再整備施設に“地域訓練課（現・地域支援課）”を創設した。地域訓練課には今で言う“日中活動”を生活棟以外の職員が担うようにするため、不十分ながら職員が配置された。生活と訓練を分離し、場所を変えて一日の生活空間に変化を持たせる配慮がなされた。これを当時“生教分離”と言い、今日の施設支援の原型となった。また地域への動きは、ソーシャルワーカー1名、心理職2名を配置し、地域の知的障害児（者）へのサービスが始まった。ひばりの地域担当は、「ひばりが丘学園基本構想研究協議会」が

11 『創られる新たな出発』ひばりが丘学園刊、1987年、17頁

12 前掲『神奈川県福祉部のあゆみ』39頁

新たに示した①地域療育機能、②研修研究機能を具体化するために事業展開を図った。とりわけ地域療育機能では思春期に入る子育ての分岐点、難しい年代へのアプローチをテーマにし、研修研究機能では、知的障害児（者）施設職員等のための「公開講座」と、家族が家庭で療育するための知識、考え方を整理するための「家族講座」を年度ごとにシリーズ化し8回程度実施した。これらは当時の入所施設の枠を超えた取り組みとなった。

しかし、入所機能では、入所施設不足は相変わらず解消されておらず、最重度知的障害児（者）の受け入れ施設が少ないため、当初考えられていた30歳程度で後期思春期を脱した人たちが他施設に措置変更されるという目論見は崩れた。30歳を一区切りとしたライフステージに沿った支援は結果的に受け入れられず、一般的な成人施設とのすみわけが難しくなっていた。考え方が良くても、時代背景に添わない手法は結果的に“絵に描いた餅”とならざるを得なかったのは残念な結果であった。

(3) ニーズの変化に伴う入所機能の変化

平成に入る(1989年-)頃になると社会福祉への考え方が大きな変革期を迎える。北欧の社会福祉理念であるノーマライゼーション、インテグレーション、インクルージョン等は、知的障害福祉施設に多大な影響を与え、入所した利用者を支援すれば良かった施設は、在宅で苦労しながら育てている家族へ、そして地域社会へと目を向け始めた。これらを背景とした制度改革は、知的障害児（者）の生活を変革するものであった。中でも施設生活か在宅生活かの二者択一でしかなかった制度が、組み合わせてサービスが受けられるようになり、少しでも個別支援を可能にしたこと、措置制度における行政処分から選ぶことができる自己選択の時代に入ったこと、そして成年後見人制度や第三者委員等の人権擁護への配慮が制度化されたことなどである。この制度改革は、ひばりに新たな課題をもたらすことになった。それは社会問題化した“子ども虐待”への取り組みだった。国内では2000年(平成12)児童虐待防止法、2001年DV防止法、2006年高齢者虐待防止法、2012年障害者虐待防止法と法制化された。極端な権利侵害である“虐待”は急速に社会問題化した。中でも子ども家庭福祉分野では、社会的注目もあり多様な視点からの“子ども虐待”対策がすすめられた。子ども虐待は児童相談所統計が取られるようになった平成2年以來、身体的虐待からネグレクト、そして心理的虐待へと視点、注目点が移行するに従って、相談件数も急増し親元で暮せない子どもたちが増加した。これがひば

りに大きな変化をもたらし、平成に入る頃より入所児童の変容が顕著となり、知的障害がある子どもがPTSDに悩まされ、情緒不安定な子ども、母子関係等人間関係に悩まされる子どもが多くなった。これまで障害が重いゆえに社会生活に悩まされていた子どもへの療育のノウハウを蓄積してきたが、被虐待児を中心とした子どもたちを養育するノウハウを十分に蓄積していたとは言い難い。それがひばりでの新たな課題となった。親は知的障害が顕著な場合は、早くから障害を受け入れざるを得なくなるが、軽度の場合は期待感等がぬぐえず、適切な養育に至るまでの心の葛藤が強く、養育過程でつまずく可能性を高くし、さらにエスカレートすることも否定できない。つまり、“しつけと虐待の狭間”と言われるリスクが強く出てしまうことがある。このためひばりの入所児童は、次第に障害は軽度だが家庭養護が難しくなった子どもの入所が増加し、入所児童の70%程度が被虐待児と言われるようになった。これは地域で知的障害児の教育、支援ができ、大人になっても通える場が確保できるようになったことと重なり一層顕著となった。

このような実態は、知的障害児施設の更なる転換を求め始め、長く培ってきた家族会が存続の危機を迎え実質的に消滅した。養育、教育、療育を求め入所してきた多くの家族は、施設が行う事業への協力を惜しまなかったが、家庭内の様々な課題が理由で入所した親たちは家族会で活動しにくい環境にあった。それは日本が男女共同参画社会へと移行する時期や、希薄化した家族内人間関係へと変化する時期と一致していた。このような背景と重なり、被虐待児を中心に“心の問題”がある子どもたちへの取組みをひばりに求めた。それは、これまでのニーズとは決定的に異なり、それに伴うノウハウや専門職種の必要性を現した。もちろん、これまでの生活空間とも異なった場面が必要となり、再再整備が求められる実態が顕在化した。それは、同時期に創設された中里学園でも同様で、発達障害児等の入所が多くなった平成に入る頃、小学校への通学が一時停止となったことなどからも理解できる。時代のうねりが、そして社会が両施設に求めるニーズの変化を顕在化し、児童福祉施設のあり方に影響を及ぼす結果が今回の移転、再再整備ということになる。

(4) “衣” “食” “住” の充足とひばりの役割の変化

児童福祉法制定と共にスタートしたひばりは、戦後の混乱期のひとつの受け皿としての役割が大きかった。30名定員でスタートしたが、社会の求めに応じて1953年（昭和28）に60名、1961年（昭和36）には120名定員の入所施設となった。開設当時は、食糧難時代が色濃く表れ園日誌に献立が以下のように記録されていた。

1949年（昭和24）12月1日 指導日誌始まる。（児童7名）

献立 朝 御飯・みそ汁・たくわん

昼 御飯・いか大根人参煮付け

夕 うどん汁・かぶちくわ煮付け¹³

社会の変化と共に食生活が安定し最低限度の生活保障が変化した。昭和49年入庁の論者の目前で起きた変化は“衣”だった。当時は自由遊びに飛び出した子どもたちの姿を見分けるのは、それぞれの行動特性が判らなければ見分けられなかった。一般的には、朝着た服を記憶すれば判断出来るはずだが、問屋からまとめ買いした衣類は、みな同じため判らなかった。

次に昭和59年の再整備の頃には、“食”も“衣”も一定のレベルに達し、最後に求めたのが“住”環境であった。大集団単位を少しでも小集団にするため全て20名集団としただけでも画期的だった。さらに浴室をそれぞれの生活集団に作れたことも生活環境を大いに改善させたが、残念ながら個室等の発想はなかった。このように“衣”“食”足りて“住”への取組みとなり、4人部屋が最低ライン、出来れば個室へと移行した。学校に通うようになった知的障害児たちが家庭内で暮すようになった時期と同時に施設内の整備が整うと、施設の中だけの支援に止まらず“在宅福祉”の時代を経て地域社会での暮らしを求めるようになった。

さらに、生活空間の確保だけでなく、生活に必要な“住むこと”“働くこと”“生き生き暮すこと”を求めた取組みが入所施設内で行われ、日中活動の活発化、各種行事の開催などを集団で大々的に行っていたが、次第に個別ニーズに応じる支援が求められ、それぞれに発展的に解消された。また、施設内行事についても同様で運動会、大遠足等集団で行う行事から個別の旅行や個人的に地域のスポーツクラブへ参加するなどの方向へと変化した。

一方で、最近では知的障害児の児童養護施設としての機能が求められ、知的障害であるがゆえの“療育”を主として考えるのではなく、養育家庭に課題があったためにもたらされる課題と知的障害ゆえの課題をあわせて“療育”を考えなければならなくなった。地域での生活を志向する時代に施設の古典的役割である“社会的養護”機能を求められたひばりは、「養護機能」と「治療機能」と「社会的自立支援機能」を必要とする施設としての役割が期待された。そこで、昔の行った知的障害児への

13 『30周年記念誌』ひばりが丘学園刊、1979年、146頁

“治療教育”を中核にしつつ、施設運営をもう一度考え直さなければならない。なぜならば、今日入所する子どもの多くが“心”の問題があるため、医学的治療を伴う支援が求められている。しかし、治療すれば治るのではなく、そこに知的障害ゆえの課題である“暮らし方”を体験的に学ぶ機会を必要としている。さらには分離した対応ではなく、治療と生活体験、教育をトータルな課題として取り組む必要がある。それらが日常の暮らしの中で一緒に取組まれなければ、知的障害児（者）の障害特性に合った支援になることが難しい。また、気になる課題がある親子に長期入所させ親子を分離するだけでは解決にならないと意識し、親子再統合を視野に入れた取組みを必要とする。そこで次に“療育”の変化を概観したい。

3 療育の定着と知的障害者福祉

(1) 施設創設当時の考え方

1949年創設当時は、誰もが“着る”“食う”“寝る場”にも困窮する時代だった。その中で地域社会の知的障害児への眼差しは冷ややかだったと推察する。しかし、菅は確固たる信念のもと、知的障害児の治療教育を考えていた。同年10月1日付けで芹香院入院から、5名の子どもがひばりに措置された時の発言は以下の通りである。

当時の菅修先生の言葉より：措置とはなにごとか、人はものではない、命令でない、面倒を見るのは知事ではないのだから、面倒を見る人の意見気持ちは大事。ケース記録には様がつけられていた。¹⁴

「措置」は社会福祉サービス受給の根幹であった。この発言は、当時では考えられないものであり、ひばり創設当初から今日の“個の尊重”を中核の考え方としていた。個別記録を大切に、その記録はその人個人の日中活動や課題への眼差しが見られ、一人一人を大切に、日常の積み重ねの中で支援を考えていたことが判る。また、ひばりの特徴として精神科病院に入所していた児童からスタートしたという事実がある。1949年10月1日のひばり開所時の菅の入所児童の受け入れ方針が以下のように伝えられている。

14 前掲『のびろ』169頁

ひばりが丘学園の入所は、精神病院からのスタートが、重度から入所の受け入れをするもとなり、神奈川県への受け入れの姿勢が生れた。菅先生のひばりが丘学園からまず重い人をとという考えによる。¹⁵

ひばりは、最重度児童の受入れ施設として、時代の変化に伴うニーズの変化が顕在化するまで、一貫して障害の重い子どもから受入れる伝統が培われた。

また、知的障害児への眼差しはやさしく、おだやかであると同時に、障害の程度や課題の多さではなく、一人一人の個性、良い点を支援してこそその知的障害児療育であると考えていたことが、当時の“入園のしおり”にある菅の言葉から伺える。

ひばりが丘学園入園のしおり：世人の心を和らげる。菅修園長 “知能が優れていて性格異常のあるものよりは、精神薄弱の方がはるかに良い。落語その他に出てくる人物の多くは精神薄弱的なもので、それが世人の心をどのくらい和らげているかわからない。また、精神薄弱者の人の良さと根気の良さは、簡単な機械的な仕事について正常人以上に適任であり重宝である。この意味では、いつもプラス的存在である周囲のものはそのようになるよう環境を調整すべきである。”¹⁶

このような考え方を知的障害児施設に止まることなく、県下の知的障害児教育等関係者とも共有するため「教育研究会」が開催されていたことも見落とすことの出来ない足跡である。

1954年（昭和29）.1.20 ひばりが丘学園初の公開授業：育成会主催の特殊教育研究会として参加者59名。育成会28名、特殊教育11名、施設職員20名。初めて県下の知的障害者関係者が集まる。¹⁷

中野敏子によると、菅は戦前から精神遅滞者の研究に携わり、先駆的な研究をしていたことが判る。これらは、ひばりを去り国立の秩父学園創設、高崎コロニー設立等、その後の菅の礎となると同時に、ひばりの長い歴史の根幹を造った。

15 前掲『のびろ』169頁

16 前掲『のびろ』172頁

17 前掲『のびろ』174頁

菅は、戦前より「精神遅滞」者の調査研究に関わるなど、その足跡はあきらか
なところであるが、とくに、戦後の秩父学園での「治療教育」という医療と
教育の協働による療育活動を、精神薄弱施設の独自機能として位置づけるこ
とに力を注いだ。その意味では、日本における知的障害者福祉の特質を歴史
的に作り上げた一人と言える。¹⁸

また、菅が園長時代にひばり在職の職員で、秩父学園に同行した田ヶ谷雅夫は、
当時を次のように綴っている。

あの時代には、発達遅れの人たちに基本的人権など全くと言ってよいほど一般
には無視されていた。重度の発達遅れの女兒が年頃で生理が始まると「自分
では処理できないから」「周りで世話してやるのが大変だから」「いたずらされて
妊娠したら困るから」「どうせこの子は生涯結婚できないんだから」と言った
周りの勝手な都合で、施設ではどんどん優生手術または去勢手術を（もちろ
ん本人の同意なしで）進めていた。しかし、ひばりが丘学園ではそういう手術
は一切、菅園長の方針として行われていなかった。菅園長は医師でありながら、
園児に精神安定剤とか抗てんかん剤、強い薬を処方することを極端に嫌った。
「まだ子どもなのだから、園児の心身は出来るだけ手を加えない方が良い。」と
いう彼の医師・福祉施設としての倫理観・信念がそうさせたのである。¹⁹

菅が残した“治療教育”の考え方や信念は、ひばりの基本的考え方として継承され、
当時から日中活動支援のための教室は、外光をある程度遮断するためすきガラスが
全くない教室を作っていた。また、小集団で行えるような工夫があり、それぞれの
能力に応じた課題が提供され、当時から個別化した支援や構造化した空間で集中を
高める目的的な教室空間であった。それは今日の TEACCH プログラムの言う“構
造化”と近似した配慮と考えることができる。

(2) 在宅児童へのまなざし

1976年（昭和51）、日本精神薄弱者愛護協会刊行の『精神薄弱の研究』第13集
の調査研究の部に論者の「当園における週末帰宅の諸問題」が掲載された。当時は

18 中野敏子『社会福祉学は「知的障害者」に向き合えたか』高菅出版、2009年、151頁

19 田ヶ谷雅夫『福祉のこころ』中央法規、2012年、17頁

入所一辺倒の時代であり、週末帰宅は一部の施設でしか行われなかった。そこには、入所理由を3分類し、①養護性の問題、②介護困難児の問題、③訓練の問題、があるとし、①については帰宅を増加させることは社会的役割に反する、②については保護者の認識を踏まえ実施し家庭復帰を考える、③については初期の段階から一貫して実施すべきとして、下記のように結論づけた。

しかし、今回のアンケートでも明らかのように、職員は、児童の社会性を養い、地域住民に理解を求めるためにも週末帰宅をと考えていても、保護者は地域社会との関連を意識しているとはいいがたい。これは、地域社会の住民になればさらに意識が薄いと考えなければならない。さらに、収容されている児童の周辺には、解決していかなければならない問題が存在している。²⁰

当時は、施設入所こそが知的障害福祉の最大の解決と考えていた時代であり、在宅障害児へのアプローチはほとんどなかった。しかし、1979年の養護学校義務化に伴い少しずつ変化が見られ、自宅から通学する姿を見るようになって母親や家族の意識、そして地域住民の眼差しが変化した。また、ノーマライゼーションの言葉と共に北欧の障害福祉の考え方が導入され、これまでの施設内で養育するプログラムしか持たない施設では役割は果たせなくなった。このことは「やまゆり計画」に基づく施設再整備を建物構造、環境の変化に止まらず利用者支援にも多大な影響をもたらした。しかし、施設にいない障害児（者）にどのような支援が出来るかは全くの未知数だった。しかも、ひばりは横浜市内にあり、行政の所管地域の違いから施設近隣住民はサービス対象ではなかった。いわば地元がないまま新たな事業への取り組みとなった。

また、いくつかの施設でスタートしていた“在宅サービス”は、母子短期入所を筆頭にして、子どものADLのスキルアップを図るものだったので、最低でも施設内に5日間宿泊してトレーニングを受けた。中には3か月間、施設に滞在して母子共に学ぶプログラムもあった。しかし、考えてみれば家庭内を切り盛りする母親が家庭を3か月空けることが出来ることが特殊であって、一般的な家庭では出来なかった。つまり、サービスを提供しても限られた人だけが利用できるサービスであった。さらに、施設内環境でトレーニングすることがどこまで家庭内で実行できる

20 石川修「当園における週末帰宅の諸問題」（『精神薄弱の研究』第13集、財団法人日本精神薄弱者愛護協会刊、1979年、95頁）

ようになるかも未知数だった。ひばりの在宅サービスは、この課題を踏まえ、幼児を中心に受け入れた事業展開から思春期前後の子どもを対象に考えた。

その一方、昭和40年代から昭和50年代にかけては、施設中心の福祉施策を、家庭を中心として療育やその他のサービス受ける事が出来るよう在宅施策を進めた時期でもあり、ひばりが丘学園を中心として県内各地域で行われた生活訓練会、母子短期入所、緊急一時保護等、地域との関わりの中でも、当時、全国の施設の目標とされた仕事に取り組んできた。この流れが、後年の行政組織改正により、地域にお住いの方々に専門的な機能を備えた施設機能を活用した支援を積極的に進めるための「地域訓練課」の設置に結びついていく。²¹

このような在宅サービスは結果が出にくいことから、ひとつのサービスで終了せず次のサービスを展開する。さらに、施設内ではなく在宅で暮らし始めた時に結果が出るものと理解し、地域の関係機関とのケースカンファレンスを確実に、定期的に実施しリファーした。

たとえば、当時の母子短期入所では、思春期の課題がある子どもの“見立て”を目的とし、子どもが穏やかな時間を必要とする夜に母親とのグループ面接を重ね、帰宅後の暮らし方を考えた。それは、これまでの養育の振り返りの時間となった。その中で施設入所一辺倒だった母親から、在宅で、しかもその後の日中活動の場（地域作業所）を自ら作る親が出現した。また、親たちの要望からフォローアップ目的で夏に“母子キャンプ”を実施した。母子短期入所2泊3日、母子キャンプは1泊2日の短いプログラムだったが、家族からの希望は引きも切らなかった。感想文からは、自らの振り返りが出来た様子や、休息を得て明日へのエネルギーを蓄えるなどの様子が伺えた。

初めて参加させていただきました母子キャンプ、最初は親の方が渋りましたが、ひばりに来て、参加して良かったと思っています。プール、夜になるとキャンプファイヤー、翌日の朝、ラジオ体操、何年ぶりかの体操、体を動かすたびにボキボキになっていました。朝の空気、そよそよした風、本当に気持ちよく過ごさせていただきました。

21 前掲『神奈川県福祉部のあゆみ』37頁

キャンプに参加させていただきありがとうございました。食事の用意など全部やっただき本当に楽をさせてもらいました。何も考えずにポケッと過ごしてしまいましたが、何よりも他のお母さま方と話しが出来大変勉強になりました。いつもの仲間内の話とはちがったものがあり、私などはまだまだ苦勞が足りないし、自分本位で物を考えていると思いました。多くの人と接し親しみ視野を広げていかなければと感じました。～中略～キャンプファイヤーの炎に全ての煩わしさを灰にしたつもりになって、今日からまた新しい気持ちで頑張ろうと勇気が湧いてきました。今後ともどうぞよろしくお願い致します。先生方、研修生のお兄さんお姉さん、お疲れ様でした。楽しい思い出をどうもありがとう。²²

カツカツの暮らしから豊かな暮らしへと変化し始めたこの時代は、暮らしの豊かさを求めることが一般的になり、施設生活にも変化が見られたが、知的障害児やその家族にとっても大きな転換点であった。これには昭和54年に施行された「養護学校の義務化」が大きく影響していた。学校に通い親と暮すことは、誰にとっても当たり前だが1979年(昭和54)まで障害児親子は許されなかった。しかし、「養護学校の義務化」によって障害児の通学する姿が街中で当たり前になった。これらを経験した親たちは大人になったから…、高校を卒業したから…と親子が離れ離れの暮らしを求めなくなり、住んでいる場所から通える“場”作りが親たちの運動によって進められた。また、親がいなくなった後を心配し、“生活ホーム(現・グループホーム)”と称しアパートで世話人と暮す練習も始めた。ようやく知的障害児(者)福祉サービスが施設の殻を破り、地域社会に開かれる風穴を開けた時だった。当然のように、ひばりの在宅担当は地域に出来た小さな作業所からの要請を受けて、支援方法はもとより運営や環境改善など支援を行った。

一方、やまゆり計画のもう一つの研修・研究機能では、関係職員向けの「公開講座」、家族向けの「家族講座」を定期的開催、シリーズ化し、家庭で知的障害児とともに暮らすための知識を多角的に理解できるものとした。公開講座では一つのテーマを異なった専門分野から講義を受け、鳥瞰できる素材を提供するように取組んだ。家族講座では年間テーマを設定し、月ごとに異なった課題に取り組むようにした。在宅での暮らし向きが始まった時期であったからこそこの講座だった。

22 『雲雀』(昭和62年母子キャンプ感想文集) ひばりが丘学園刊、1987年

これらの積み重ねが在宅の暮らしに自信をつけ、施設入所を選択しない方法があると示す役割を果たした。これが今日の「地域サービス」への足がかりをつくり、知的障害児（者）福祉サービスの新たな展開を予感させた。

しかし、時を経るに従って新たなニーズが社会を揺るがすことになり、在宅サービスは変化せざるを得なくなっていく。そこに二極化されたテーマがあることを意識せざるを得ない。一つは、ひばりが渦の中に巻き込まれていく“子ども虐待”による入所ニーズの高まりであり、二つ目には、在宅で学校に通った親子からの地域社会の中で自分らしく生きることを望むニーズである。この時点で、知的障害児福祉サービスは、①これまでのように知的障害児の潜在能力を最大限に発揮できるように支援する課題と②地域で安心、安全に自分らしく暮すための支援が混在するようになっていく。

(3) 地域で暮す知的障害児（者）のために

知的障害児が地域で暮す当たり前の暮らしを求めるようになってからしばらくすると、社会福祉基礎構造改革と共に知的障害児（者）のサービス体系も支援費制度、障害者自立支援法、障害者総合支援法と制度改正され、居住空間も日中活動も、さらにはレクリエーション活動等にも変化が伴った。それは、“施設に適應して暮らす…”ではなく、“地域で生き生き暮す…”に変化する実感を持てるものとなった。たとえば、入所施設にしながら、他事業所への通所を可能とした制度、多様な就労形態、休日等のレクリエーション活動支援のガイドヘルパー、居住の選択が出来るバリエーションのあるグループホームなどである。しかし、平成に入る前後からひばりへの入所依頼は新たな展開を始め、被虐待児への療育、生活支援、こころの問題に取り組むようになった。

1990年（平成2）、厚生省（現・厚生労働省）が子ども虐待の全国の児童相談所統計で取り始めた時は1101件でしかなかったが、2015年（平成27）年度の速報値では10万件を突破した。この間、身体的虐待からネグレクトの理解が深まり、2017年度は全国統計でも“面前DV”は子ども虐待の心理的虐待と理解され、心理的虐待が一番多くなった。このことは大阪府、神奈川県で顕著となり、その後全国的になったが、ネグレクトにも心理的虐待にも、軽度の知的障害児の養育の難しさが要因と考えることを否定できない。その結果、神奈川県内の知的障害児入所施設は、“知的障害のある子どもの児童養護施設”への転換を余儀なくされた。たとえば、家庭内で子ども虐待を受けた子どもが児童養護施設に入所すると、子ども間

で新たな被害を受ける可能性があり、ゆっくり、じっくり、しっかりと回復の時間を持つために、児童相談所があえて知的障害児入所施設を選択するようになったのは理解できる。その結果、神奈川県最古で県立施設であるひばりは、これまでと異なった役割を担うことになり、入所児童の70%程度が被虐待児、軽度の知的障害児を受け入れる傾向が強くなった。

2000年（平成12）3月に開設以来最大の不祥事が発覚した。施設入所児童への不適切な関わりは、社会的な批判を浴び、新たなひばりに向けて検証が繰り返された。

2001年3月：「支援の基礎知識—心豊かな生活を目指して」「私たちの権利宣言」を作成。

2002年3月：「職員倫理綱領」「えがおのやくそく」を改訂し、パンフレット「ひばりのこえ」発行。障害特性別編成検討委員会報告書に基づく寮編成を段階的に実施。²³

このような中、これまでとは異なり利用者主体の考え方を具現化するための“利用者自治会”が誕生する一方、長くひばり牽引の一翼を担った“保護者会”⇒“家族会”が実質的に消滅するなどの変遷が見られた。家族会の実質的な消失は、前述したように入所理由の変化が大きく影響している。

このように多くの知的障害児（者）施設が“自分らしく、地域で生き生きと暮らす”ことを目標にした支援を求められているが、ひばりは生き生き暮らす前に安定した養育環境を提供する役割を果たすことを第一義的課題と認識すべきであることが判る。その上で“自分らしく、地域で生き生きと暮らす”ためのスキルを学ぶ時間を提供する。しかし、そのスキル以前に社会的な活動、暮らし向きを整える前段階としての課題が重くのしかかることになる。今日の児童養護施設の特徴は、その多くがPTSDなどの課題がある被虐待児である。つまり安定した暮らしの前に“心”の問題に取り組む必要がある。ひばりの移転・再整備は、情緒障害児短期治療施設と併設されたことから、両施設の協働、協力が期待されている。また、併設施設の特徴を生かした柔軟な運営も求められる。さらには相談援助部門の設置、機関との協働、協力等は欠かせない。いずれにしても、時代の変化と共に“療育”は治療

23 『ひばりが丘学園60年のあゆみ』ひばりが丘学園刊、2009年

と教育の内容を変化させ、ひばりがその役割を果たし始めている。昔の“治療教育”から始まるひばりにおける療育は「施設完結型療育」から「地域社会適応型療育」に移行させなくてはならない。それは、施設内での完成形を求めるのではなく、地域社会での生き生きとした暮らしを完成形としなければならない。今日ひばりでも主流として考えられている療育技法 TEACCH プログラムの基本的な考え方の中にも、①ライフステージに沿った支援、②家族を療育のパートナーに、③地域を協力者に…とあるように、職員、治療者が自己完結出来る入所施設という特殊な環境での適応ではなく、刺激的で興味あるものが充滿する地域社会の中で自分らしく暮すこと、職員、治療者との関係ではなく親子関係をはじめとした多様な人間関係をその人にふさわしく受け入れられること、そして障害があることによる課題を地域社会の人々に理解していただきながら環境整備を行うことが求められる。

4 “施設福祉” “在宅福祉” そして “地域福祉” へ

1949年（昭和24）10月に産声を上げたひばりは、時代の変化と共に知的障害児入所施設として役割を果たし67年を経過した。戦後の混乱期の役割は“浮浪児”の中にいる知的障害児であった。それは知的障害児であるがゆえの支援を必要としている子どもたちが対象であり、子どもたちの衣食住を支援することだった。次第に経済的に安定した日本社会を反映し、衣食住から“療育支援”に移行するのは昭和40年代（1965-74）に入ってからだった。しかし、この時点で、知的障害児が地域社会で暮すことは目標になかった。家庭から入所した子どもたちはほとんどが家庭に帰ることなく、成人施設に措置変更されていった。その背景には、家庭に帰れば家庭から通う場がない時代であり、社会生活が極めて出来にくい環境であったことがある。このように知的障害児にとって教育等が受けられる環境は入所施設以外になかった時代だった。それはパールバックが『母よ、嘆くなかれ』を書いた時代や、石井亮一が滝野川学園を創設した時代と変わらない社会的環境だったと言える。日本社会では滝野川学園を石井亮一が創設した時代から、いわゆる“養護学校義務化”が行われた1979年（昭和54）まで営々と「施設福祉」の時代が続いた。この時代は、結果的に施設入所していない知的障害児（者）はサービス対象ではなかった。

しかし、多様な価値観を受け入れる時代の変化は、知的障害児（者）福祉へも多様な考え方を導入する機会を作りだした。

日本の近代における障害福祉の原点は、昭和56（1981）年の「国際障害者年」である。（中略）本県では、この国の計画の趣旨を受け、昭和59（1984）年に、同年からの10年間を計画の期間とした「障害福祉長期行動計画」（略称：一次計画）を策定した。神奈川県内の障害福祉の原点である。

当時の長洲知事が、「ともに生きる」福祉社会神奈川の実現のため、県民みんなが「一燈をもちよう」と、県民に「ともしび運動」のアピールをしたのが、昭和51（1976）年10月であり、それ以来継続しているこの運動の考え方に基づいて策定されたとも言える。²⁴

このように行政が障害福祉のかじを切り、施設内だけではない知的障害児（者）福祉を視野に入れたのが昭和40年代後半から50年代の初めであった。

県立施設再整備計画である“やまゆり計画”に基づき、全国に先駆けてひばりに“在宅福祉担当”が置かれたのが1984年（昭和59）だった。同様に再整備された県立障害福祉施設に同様の在宅担当が配置された。これは、県内の知的障害児（者）福祉だけでなく、障害福祉の方向性を大きく変える施策となった。これまで施設に入所している人々へのサービス一辺倒だった考え方から、地域社会に在るが社会的活動はまったくと言っていいほど出来なかった人たちへ窓が開いたという意味では画期的なことであった。しかしそのサービス手法は、これまでの入所施設での支援の手法を活かすことから始まったため、多くの課題を残すことにもなった。例えば、短期入所した利用者が家庭に帰ると課題が解決出来ていなかったという事実である。これらは施設適応を図る手法では解決できず、本当の課題解決は施設職員が行うのではないということを理解できていなかった。それでも、一定の役割を果たしたのは入所しなければ得られなかったサービスを受けた母親、家族たちにとってとても大きなサービスであった。養護学校が義務化され、教育等のチャンスを在宅で受けることができた親達は自分の子どもを遠い施設に入所させる選択をしなくなった。さらには自ら日中活動が出来る場を造り始めた。この結果、神奈川県内にいくつもの親たちが創った社会福祉法人、法人とならなかった地域作業所等が点在する今日を造った。しかし、地域作業所は小さく作ることから通いやすくなるが、施設のような安定したサービスやノウハウを持ちにくい実情があり、ひばりは在宅担当が地域作業所支援に乗り出した。課題を受けとめながら母親達のエネルギーに追

い立てられるように制度が整備された時代は、施設福祉から地域福祉への助走の期間であった。在宅でもいくばくかのサービスが受けられるようになり始めたこの時期は“在宅福祉の時代”と言えよう。

平成に入って行われた社会福祉の改変は、“制度が変わるたびに僕の生活が変わってしまう”と障害当事者に言わせるほど障害者の生活を変えた。課題が残っているとしても確実に知的障害児（者）福祉の視点がそれぞれの生き方に応じた支援を基本とするようになった。しかし、ひばりでは、社会的な役割を子どもの人権擁護にシフトさせる必要があった。時代は、①多様化したサービスによってそれぞれの暮らし向きを支える地域福祉サービスと、②地域生活以前に家庭内で健全な発達を保障することが困難になった知的障害児（者）への支援とに二極化した。

論者は、障害福祉制度改革後の知的障害福祉施設を、①居住型、②地域型、③治療型に分け、以下のようにまとめている。

新たなスタートをした障害福祉は、障害福祉施設が新たな道を進むにあたって、地方自治もそれぞれの役割の中で、共に新たな道を歩まなければならない。市町村はその役割から、個別性と日常性を重視したサービス体系を創り、障害福祉圏域ではその役割から広域性と社会性を重視したサービス体系を創り、都道府県域においてはその専門性と治療性を重視したサービス体系を創る。²⁵

今後のひばりは、被虐待児が多く入所すること、その被虐待児の心のケアをしなければ地域生活が困難になることをふまえて入所施設における“療育”を行わなければならない。時代は地域福祉の時代へと変化し、入所施設よりグループホーム定員が多くなる時代もそう遠くはないだろう。その時、高校卒業と同時にグループホームを利用することも考えられるようになり、今日の児童養護施設における最大の問題である卒業後の課題の方向性も示している。そこで移転・再整備された後のひばりは、知的障害というハンディと健全な家庭で成長することがかなわなかったハンディというダブルハンディを負った子どもたちへの支援を中核にした地域福祉が今後のテーマとならなければならない。

一方、障害者が地域で暮すためには、サービス体系の見直しだけで出来るものではなく、地域社会との協働が重要となるのは、これまでの取組みからも理解できる。

25 石川修「地域生活移行と障害福祉施設の方向性」(『社会福祉研究』99号、2007年、鉄道弘済会、95-96頁)

ひばりは地域の人々に認知され、ボランティアで来訪する人々は開設当時から多く、「ボランティア懇談会」もいち早く行い、地域の行事に招待され、施設内の行事に来訪していただくなど地域との交流があった。しかし、移転によってこれらの財産を放棄せざるを得ない。地域との信頼関係を新たに創造するためには長い時間と努力を必要とすることになるが、それをチャンスと考えて地域との積極的な交流を図り、地域との協働が出来るようにしなければ地域社会が障害者を受け入れるだけでなく、地域社会の一員として認知されることは難しいだろう。一昨年（2016年）、残忍で不幸な事件が知的障害者施設を襲った。このことによって施設側に求められているのは防犯対策だが、嚴重な防犯対策を行ったとしても完全に防犯することは出来ない。それは社会が証明している。必要なのは地域の人々との協調、共働、共生である。施設福祉の時代では施設は自己完結していた。次の在宅福祉の時代に入ると施設は外部の障害者を受け入れた。だが、更なる地域福祉の時代には地域社会との共生が求められる。そのためには、施設が施設福祉の時代のような自己完結した療育技法や地域交流から脱し、在宅時代のように自分の出来る範囲を先に決めたサービス展開をするのではなく、地域社会の求めに応じられる体質を自ら作り上げなければならない。これまでのような何かをしていただくボランティアではなく、ボランティアが住む地域への貢献も考えなければ、障害者が自分らしく生き生きと暮らす地域社会にはなりえない。それが本当の意味でのノーマライゼーションである。故に、今後の地域戦略は地域社会の中の社会資源を利用することや、地域社会資源を共に開発すること、それは地域社会との共存の関係を築くことにほかならない。さらには、このことが防犯、防災時のリスクを最小限にしていく工夫であり、土台であることを社会福祉サービスは知らなければならない。移転・再整備後のひばりが丘学園に二つの課題がある。一つは治療型施設としてのノウハウを研究し、実践する力量を蓄えること。二つ目には地域社会との本当の意味での共生を築き上げることである。

5 おわりに

1975年（昭和50）1月1日ひばりで勤務していた論者は「初外出」という行事を担当した。本来“初詣”と呼ぶべき行事だが、公立施設として宗教行事を排する意味から“初外出”と呼ばれ、年末年始も帰宅できない子どもたち数名を2人の職員で横浜港まで外出した。このように、ひばりの歴史を見ると宗教的な色合いを全

く見ることはできないが、当時の児童指導員6名のうちプロテスタント2名、住職1名、のちにカトリックになる論者を含めると6名のうち4名が宗教的背景を持ち、キリスト教信者は半数だった。日本の民間社会福祉事業は、宗教的背景を持つ団体、もしくは篤志家の出資によるものが圧倒的に多くみられる。神奈川県内では多くの社会福祉法人が各種事業を運営しているが、キリスト教を背景とした社会福祉法人は多様な分野で活動が認められる。とりわけ社会的養護問題の分野では明治期からの活動がある鎌倉児童ホーム、第二次世界大戦中の学童疎開の宿舎を利用した強羅暁の星園、戦後の浮浪児対策から孤児を受け入れた聖園子供の家がカトリックを母体にした施設。戦前から結核などの病虚弱児を受け入れ教育と共に療養生活を支えた白十字会林間学校（現・児童養護施設）、混血児と呼ばれた子どもたちを保護、養育したエリザベス・サンダースホーム、創設者がプロテスタント信者であった唐池学園、幸保愛児園、サーフサイドセブン茅ヶ崎ファームなど多くの施設がある。一方、知的障害児施設では、県立4施設（現在1施設）が運営されていたことなどから、宗教的背景を見ることはできにくい。

知的障害児支援では、石井亮一が滝野川学園を創設した明治30年代（1897-06）より以前に日本人として初めて知的障害児施設の職員として従事した経験を持つのが内村鑑三である。

渡米した鑑三が、最初にしたことは、アカデミックな大学の門をたたくことではなく、精神薄弱児の施設で、看護人として、日夜彼らの日常の世話をすることだった。～中略～その意味では将来宗教家として、生きていくためには、鑑三が生きた具体的な問題を、いろいろと学びとれる良いでしだったというべきであろう。²⁶

内村鑑三は1885年（明治18）1月1日から7月27日まで知的障害児収容施設で勤務し、施設長カーリンの「神は1人も無益な人間を創り給わない」と教えられた。当時、入所している児童からも“ジャップ”と蔑まれた内村鑑三だが、次第に信頼を得ていく。

植物学者の大賀一郎が、後の大正12（1923）年にアメリカに行った際、鑑三

26 小原 信『内村鑑三の生涯』PHP文庫、1997年、168頁

がエルウィンを去ってから39年後に、その施設を訪ねてみたところ、たまたまそれはクリスマスの季節であったが、子どもたちが何処でも良くやる「クリスマス」の劇をしていたが、なんとその時の劇は「カンゾー」をテーマにしたものであったという。²⁷

鑑三は1885年6月、ワシントンで「大和魂」について短い講演をする機会があり、そのとき、大統領にも会うチャンスがあった。そのときの講演では一国の力は軍事力の増強にあるのではなく、社会福祉の充実にあるのであり、異常な高度経済成長化にある日本は自己反省すべき時が来ている、と述べている。²⁸

また、内村は「流竄録」に次のような主旨を示しているという。

教師になる者の資格として施設での実習を提言しているが、これが最近実現したことは記憶に新しい。²⁹

その内村鑑三が、ノーマライゼーション誕生の国・デンマークを紹介した文章が『デンマルク国の話』である。極貧の小国デンマークから豊かな国家を形成するまでのダルカス親子を紹介したものである。父ダルカスは土木学者として土壤改良を行い、改良された土壤に植物学者の息子ダルカスが植林し、長い年月をかけて豊饒な土地とした。文末に以下のようにあった。

第一に敗戦必ずしも不幸にあらざることを教えます。

第二に天然の無限的生産力を示します。

第三に信仰の実力をお示します。³⁰

明治期、西欧の文化・文明を紹介した翻訳家たちは言葉の意味や背景を日本語に直せず腐心した。『翻訳語成立事情』（柳生章著、岩波新書）によると、新しい言葉を生み出さざるを得なかった中に社会福祉の根幹を現す「社会」「個人」「権利」が

27 小原、前掲書、169頁

28 小原、前掲書、172頁

29 鈴木範久『日本福祉の夜明け』聖公会出版、2001年、30頁

30 内村鑑三『後世への最大遺物／デンマルク国の話』岩波文庫、1946年

ある。このことが社会福祉思想を身に着ける難しさを表す。

今日の社会福祉は、デンマークのバンク・ミケルセン提唱のノーマライゼーションが“哲学”とされる。社会福祉はノーマライゼーションを起点に大きく施設福祉から地域福祉へと転換した。ノーマライゼーションが、障害者の暮し向きを“あたりまえ”にすることなら、多人数で約束事という制約の多い入所施設の暮しではないと誰にも判るが、今も入所施設の安全や安心を肯定的に見る傾向を払拭出来ていない。しかし、アメリカ・パークレーでエド・ロバーツが発進した障害当事者の自活運動では、危険を冒す自由も自立生活だと訴えていることから考えれば、安全・安心は障害者自身の選択の中になければならない。故にグループホームに暮す障害者がひとりとして施設に戻りたがらないことが施設福祉の時代の終焉を示している。しかし、多くの発言は障害者の立場を斟酌しているとしながらこれに着目することが少ない。そこに多くの課題が潜んでいる。たとえば、ノーマライゼーションが表す“個の尊重”である。当たり前暮しは、1人の人間であるならば、その人の考え方、生き方を尊重することであって、親であってもその人の人生を関係者との話し合いだけで決定出来ない。しかし、安全、安心は大事だとの社会的基準によって選択肢を狭めてしまう日本の障害福祉は、残念ながら本来の“個の尊重”を見出せているとは言い難い。それはキリスト教的文化から発信してきた社会福祉領域での根幹に及ぶ風土、文化の醸成がまだまだ不足していると考えられる。

このような課題を見るにつけ、内村鑑三が示した『デンマルク国の話』が重い。ノーマライゼーションは日本社会固有の土壌、風土から生み出されたものではない。そのため、考え方が正しいと判っても、感覚的に、情緒的に受容出来ていると考えにくいのである。弱者への庇護を求めてやまない社会で育った感情を捨てて、危険を冒す自由を受け入れられる土壌、風土を作らなければならないと気づかされる。残念ながら日本の社会福祉はまだ70年程。社会福祉の思想的バックボーンとなっているキリスト教が日本社会で教育を始めてから150年ほど。またデンマルク国の話で父親のダルカスが土壌改良を始めてから、バンク・ミケルセンがノーマライゼーションを提唱するまでおよそ260年。まだまだ土壌改良の時間を経過したとは言い難い。しかも、他文化の移植ではなく、他文化を学び、日本の風土、文化に合う食物を育ててこそ享受すると考えれば、遅々として進まない障害者の生活環境ではあるが、およそ70年間のひばりの歩みからは一歩一歩確実に前に向っていると確認出来る。未来に想いを馳せながら、今の一歩を大切に歩みたいものである。

[参考文献]

- 阿部志郎「日本は何をしたか、しなかったか—戦後50年とキリスト教」(『福祉から見た戦後50年』日本基督教団出版部、1996年)
- 『神奈川の社会事業』神奈川県民生部発行、1953年
- 佐竹 伸『愛に生きて—鎌倉保育園とともに』神奈川新聞社出版局、1986年
- 芹沢 勇『『神奈川県社会事業形成史』神奈川新聞厚生文化事業団、1986年
- ジョセフ・P・シャピロ『哀れみはいらない』秋山愛子訳、現代書館、1999年
- 守部喜雅『聖書を読んだサムライたち』いのちとことば社、2010年
- 柳生 章『翻訳語成立事情』岩波新書、1982年